

定 款

特定非営利活動法人（NPO法人）

大分市日中友好協会

特定非営利活動法人大分市日中友好協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人大分市日中友好協会（通称 NPO法人大分市中）という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は大分市を基盤として、日本・中国両国民の相互理解と友好発展に関する事業を行い、日本と中国はもとよりアジア更には世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表第9号に掲げる「国際協力の活動」を行う。

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①中国文化の研究と紹介並びに日本及び大分市の事情について紹介
- ②政治・経済・文化・芸術・体育・学術・技術・教育など各分野にわたる大分市と武漢市などとの都市間交流の促進
- ③在日中国人との交流
- ④国際交流諸団体との連携
- ⑤中国語教室の運営・中国物産の紹介・人民中国の普及・太極拳の普及及び中国料理教室など中国関連の諸活動の普及促進
- ⑥各種研修生・留学生の紹介
- ⑦文化交流事業
- ⑧受託事業、コンサル及び調査事業の取組
- ⑨経済的交流の促進
- ⑩その他目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ①中国出版物等の販売
- ②その他関連事業

2 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、一般会員及び賛助会員をもって法上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は前項のものを入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名

(役職者及び定数)

第13条 この法人の理事に次の役職を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選により選任する。
- 3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 会長以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

6 名誉会長・顧問の設置

- (1) この会に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- (2) 名誉会長及び顧問は総会で推薦し会長が委嘱する。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年する。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 この法人の役員は無報酬とする。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長及び職員は会長が任免する。

3 事務局長は事務局を統括し、日常業務を統括する。

4 事務局の組織、運営などに関し必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は一般会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第49条に同じ。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長はその総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する社員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会はこの定款に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

をもって少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第38条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産はこれを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計はこれを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 一般会員及び賛助会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、「おおいたNPO情報バンクおんぼ」

に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(付則)

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

役職	氏名
会長	高倉秀志
副会長	阿南英雄
副会長	足立紀男
理事	藤田良光
理事	樋口秀吉
理事	衛藤文則
理事	高多武文
理事	中村和好
理事	吉浦洋之
理事	村上一則
理事	児玉貞夫
監事	今井治行
監事	河野健造

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第17条第1項の規定にかかわらず成立の日から2006年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第45条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第50条の規定にかかわらず成立の日から2006年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 会費 一般会員 年額 4,000円
賛助会員 年額 11,000円
 - (2) 入会金 1,000円

